

# 青森県報

第二千三百五号

平成十六年  
三月二十四日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による医療機関の指定……………  
 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………  
 公有水面埋立ての免許の出願の要領……………  
 都市計画事業計画の変更認可……………

### 公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………  
 右 同……………  
 右 同……………  
 右 同……………  
 都市計画事業の変更認可……………  
 右 同……………  
 出先機関……………  
 土地改良事業の工事の完了……………  
 土地改良区の役員の就任……………

## 告

## 示

青森県告示第二百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
協立クリニク	青森市大字浦町字奥野四三四の二	平成十六・三・一
アルト調剤薬局	五所川原市大字湊字千鳥二四の三の三	一六・三・三
柳谷ひ尿器科皮ふ科クリニク	むつ市中央二丁目五の五	一六・三・一

青森県告示第二百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十六年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
柿崎小児科内科 医院	青森市港町一丁目一〇の一〇	平成十六・三・二

青森県告示第二百九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十六年三月十五日公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、階上町役場に備えて置いて縦覧に供する。

平成十六年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

三戸郡階上町大字道仏字廿一一二二の一七の地先公有水面

2 区域

次の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 三戸郡階上町大字道仏字廿一地内の小舟渡漁港原点 (X=五〇七八〇・九〇八、Y=七二七七・一〇〇) から三七五度三七分四八・八〇メートルの地点

の地点から二七一度三九分一〇・〇〇メートルの地点

の地点から二七一度三九分二・九〇メートルの地点

の地点から一八一度一七分二・六三メートルの地点

の地点から二七四度三九分二二・五九メートルの地点

の地点から三一六度二分八・六六メートルの地点

の地点から二六九度五四分五・九一メートルの地点

の地点から三三四度五分一五・八六メートルの地点

の地点から三三四度二七分二・一五メートルの地点

の地点から三三三度五八分六・五七メートルの地点

の地点から三三八度一七分四・七五メートルの地点

の地点から三三三度五二分七・一八メートルの地点

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

三戸郡階上町大字道仏字廿一一二二の一七の地先公有水面

2 区域

次の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 三戸郡階上町大字道仏字廿一地内の小舟渡漁港原点 (X=五〇七八〇・九〇八、Y=七二七七・一〇〇) から三七五度三七分四八・八〇メートルの地点

の地点から二七一度三九分二〇・〇〇メートルの地点

の地点から二七一度三九分二・九〇メートルの地点

の地点から一八一度一七分二・六三メートルの地点

の地点から二七四度三九分二二・五九メートルの地点

の地点から三一六度二分八・六六メートルの地点

の地点から二六九度五四分五・九一メートルの地点

の地点から三三四度五分一五・八六メートルの地点

の地点から三三四度二七分二・一五メートルの地点

の地点から三三三度五八分六・五七メートルの地点

の地点から三一八度一七分四・七五メートルの地点

の地点から三三一一度五二分七・一八メートルの地点

の地点から三三三度三分九・五〇メートルの地点

の地点から三三四度一分九・六三メートルの地点

の地点から三三四度三一分一〇・七六メートルの地点

の地点から三五二度五分五・二六メートルの地点

の地点から三五六度五七分一〇・〇四メートルの地点

3 面積

二、八七六・七七平方メートル

の地点 地点から九二度〇分九四・四七メートルの地点

3 面積

四、一七一・五六平方メートル

四 埋立地の用途  
漁港施設用地

青森県告示第二百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、青森都市計画道路事業の事業計画の変更を平成十六年三月十七日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

青森市

二 都市計画事業の種類

青森都市計画道路事業（三・四・三号蛭貝八重田線）

三 事業施行期間

平成十四年九月十七日から平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業の認可（平成十四年九月十七日青森県告示第四百四十四号）の事業地のうち桜川五丁目、六丁目、七丁目及び八丁目地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

なし

公

告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

エルムの街ショッピングセンター

五所川原市大字唐笠柳字藤巻五一七の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

五所川原街づくり株式会社

五所川原市大字唐笠柳字藤巻五一七の一

代表取締役 葛西英機

三 変更しようとする事項

区 分	変更前		変更後		変更年月日
	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	荷さばき施設及び面積	大規模小売店舗の設置に関する事項	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	
	三七〇五八平方メートル	一、三八八平方メートル	二二二立方メートル	二七一立方メートル	平成二六・二・三

四 届出年月日

平成十六年三月十二日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び五所川原市役所

2 期間

平成十六年三月二十四日から同年七月二十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年七月二十四日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

いとく浪岡店

南津軽郡浪岡町大字女鹿沢字東種本一五外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社伊徳

秋田県大館市清水四丁目四の一五

代表取締役 伊藤碩彦

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社伊徳

秋田県大館市清水四丁目四の一五

代表取締役 伊藤碩彦

四 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日	大規模小売店舗の施設の運用方法に関する事項	
				大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
	開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	開店時刻 午前九時 閉店時刻 午前零時	平成 一六・四・一六	大規模小売店舗の施設の運用方法に関する事項	大規模小売店舗の施設の運用方法に関する事項

五 届出年月日

平成十六年三月十一日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び浪岡町役場

2 期間

平成十六年三月二十四日から同年七月二十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、浪岡町役場にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年七月二十四日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
  - (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (三) 意見及びその理由
- 4 言語  
意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
いとく平賀店  
南津軽郡平賀町大字本町字平野八の七外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社伊徳  
秋田県大館市清水四丁目四の一五  
代表取締役 伊藤碩彦
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社伊徳  
秋田県大館市清水四丁目四の一五  
代表取締役 伊藤碩彦
- 四 変更しよつとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 日
大規模小売店舗の施設方法に関する	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	平成 一六・四・一六

事項	内容
来客が駐車場を利用できる時間帯	午前八時四十五分から午後九時十五分まで
午前八時四十五分から翌午前零時十五分まで	

五 届出年月日  
平成十六年三月十一日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び平賀町役場

2 期間

平成十六年三月二十四日から同年七月二十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、平賀町役場にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年七月二十四日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
いとく板柳店  
北津軽郡板柳町大字福野田字実田一九の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社伊徳  
秋田県大館市清水四丁目四の一五  
代表取締役 伊藤碩彦
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社伊徳  
秋田県大館市清水四丁目四の一五  
代表取締役 伊藤碩彦
- 四 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 日
大規模小売店舗の施設 小売業を営むに 関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前八時 閉店時刻 午後九時	平成 一六・四・一六
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前八時四十五分 閉店時刻 午後九時十五分	開店時刻 午前八時 閉店時刻 午前九時	
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前八時四十五分 閉店時刻 午後九時十五分	開店時刻 午前八時 閉店時刻 午前九時	
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前八時四十五分 閉店時刻 午後九時十五分	開店時刻 午前八時 閉店時刻 午前九時	

五 届出年月日  
平成十六年三月十一日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び板柳町役場

2 期間

平成十六年三月二十四日から同年七月二十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、板柳町役場にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年七月二十四日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

都市計画事業の変更認可

五所川原都市計画事業の変更認可について平成十六年三月十六日東北地方警備局告示第十八号で告示されたので、都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成十六年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

五所川原都市計画道路事業(三・五・五号広田新宮町線)

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

- 変更なし
- 2 使用の部分  
なし

都市計画事業の変更認可

野辺地都市計画事業の変更認可について平成十六年三月十六日東北地方整備局告示第十九号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成十六年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 都市計画事業の種類及び名称  
野辺地都市計画道路事業（三・四・四号観音林脇雑吉沢線）
- 二 施行者の名称  
青森県
- 三 事務所の所在地  
青森市長島一丁目の一
- 四 事業地の所在
  - 1 収用の部分  
変更なし
  - 2 使用の部分  
なし

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第一項の規定により公告する。

平成十六年三月二十四日

北方農林水産事務所長 斉 藤 剛

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十四年災農業用施設災害復旧事業 三四一〇四	市 浦 村	平成一五・二・一五

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、天間林土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十六年三月二十四日

上北地方農林水産事務所長 山 口 真 誉

区別	役員の名	住 所	就任の年月日
理事	鳥谷部 忠	上北郡天間林村大字天間館字下鳥谷部四四	平成一六・三・九
"	天間 敏行	" " 字森ノ上七五の三	" "
"	中村 定幸	" " 字舟場向川久保二三〇	" "

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市古川一丁目一七番五  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭